

平成 30 年度 第 8 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 11 月 20 日(火) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 非農地証明について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

○ 出席農業委員（11 名）

- 1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子
5 番二本木俊二 6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋
9 番深野政勝 10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（9 名）

崎谷靖徳、佐々木康規、佐々木要、井上清澄、
流理森、湯浅憲昭、仲津和法、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 8 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。急激に寒くなりましたが、皆さん風邪をひかないように気を付けて下さい。また、先日の日曜日には江津秋祭りが、今年初めてパレット江津で行われました。その時に、農林水産物の品評会ということで、農業委員会会長賞に佐々木要推進委員が白菜の大賞を受賞されました。おめでとうございます。また、お米の方では作況指数が今年聞いたところでは、島根県土

で 101 t ということで平年並みということですが、先日の情報を頂いたところで旧江津市、桜江は含まれていませんが、今年現在 900 t の検査結果で、全体で一等米比率が 61. 1% となっており、中でも旧江津市のこしひかりが 46. 6% ということで、やはりこれは 7 月の災害、そのあとの高温障害、それから今度は逆に水不足ということ。刈り取る時期も長めによる刈り取りや刈り遅れ、そういったことが大きな原因でございます。今年は本当に散々たる状況で、大幅な売り上げ減となっているところですが、このような気象状況に立ち向かうことは難しいですが、来年は何とかいい形で出来たらと思います。今後も皆様のご支援をお願いしたいと思います。それでは、ただ今より、平成 30 年度、第 8 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は吉岐推進委員と河村推進委員から欠席の報告がありました。また、深野委員が少し遅れるとの連絡がありましたので、よろしく願いいたします。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、8 番 田代委員、10 番 原田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

農地法 第 3 条

《 渡津町 》

会 長 日程第 2、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 2 ページをご覧ください。場所は、位置図の 1 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに田で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●㎡です。合計 2 筆で●●●㎡です。権利種別は 3 条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作出来

ないので譲受人に譲り渡したいということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受けて農業を拡大したいということです。受入世帯の稼働人員は3人中2人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は佐々木英夫委員です。以上です。

会 長　それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の1ページをご覧ください。こちらは渡津町の9号線になりますけれど、江津バイパス東口から約2km、浅利方面になります。信号がありますが、山陰線を渡った下に今回の申請地がございます。現地を確認しました所、背高泡立草が2m前後の高さでしょうか、そしてフキの花が咲き乱れておりました。譲渡人の●●●●さんは現在●●●●に在住されておりました、譲受人の●●●●さんは町となっておりますが、位置図を見て頂くと、小さい川を挟んで浅利町と渡津町になっております。●●●●さんはご覧のように現地の場所から右の方、山陰線の下の方に家がございます。ご本人とお会いしましたが、譲渡される理由としては、●●●●さんは●●●●に住んでおられて耕作が出来ないということで、今月の初めにも●●●●さん自身が●●●●から帰ってこられて、再度依頼を受けられたということです。譲受人の●●●●さんは、現在●●aの畑をされておられます。現在作られている畑は、先程の信号を横断して、その下に川がありますが、川と民家がある方の両方を合わせて●●aということです。現在そちらの畑では綺麗に耕作をされておまして、大根、レタス、キャベツ、ネギ、それから果樹、栗、ミカン、キウイ、イチジク、こういった物を綺麗に耕作されておられました。また、この周囲には防草シートを敷かれて、その上に芝桜を綺麗に植えておられ、果樹についてはミカンやイチジク、それぞれ1本1本に周囲を網で囲って、本当に丁寧に綺麗に畑を作っておられると実感いたしました。今回、譲り受ける申請地については、農業委員会総会が終わって手続きが終わり次第、背高泡立草を刈り取りして畑として果樹を中心とした耕作の予定をしているということです。譲受人の●●●●さんは近所にお住まいで、なおかつ丁寧に野菜や果樹を作っておられます。現在、荒れているこの申請地を、経営して頂けるということで喜んでいる所です。●●●●さんに譲渡されることに問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 黒松町・波積町北 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は位置図の2ページと3ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●番、地目は登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。続きまして、●●●●、地目は登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。田が4筆で●●●●㎡。畑が2筆で●●●●㎡。合計6筆で●●●●㎡です。権利種別は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人は遠隔地に居住しており、申請地を譲渡人の姉である譲受人が耕作しているので、この機会に無償で譲渡するということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受けて、以後は所有者として農業を続けたいということです。受入世帯の稼働人員は1人中1人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は柳原委員です。以上です。

会 長 それでは、柳原委員から調査結果の報告をお願いします。

11番委員 それでは、説明をさせていただきます。位置図ですが、黒松出合という所に点滅信号があります。そこから900mから1kmほど温泉津方面に進みますと、

波積町へ入る道がございます。その道を約 1 km 進んだ所に現地があります。丁度、現地確認へ行ったときに本人さんがおられまして、話をお聞きしたのですが、●●●●さんは●●●●さんの弟さんでご兄弟です。この黒松と波積の田ですが、これは全部●●●●になっておりました。譲渡理由の所に農業を続けたいとあるのですが、これは畑のこととして、畑が●●●●と●●●●とあるのですが、この●●●●の畑が家の真裏になります。これもほとんど●●●●●●になっております。畑というのは、自分の家の周りを畑として開墾しておられまして、本人さんは大田市に娘さんがおられますので、大田市へ行ったりこちらへ帰ってきたりの一重生活のようです。こちらへ帰ってきたときに畑をしっかりと耕して、野菜等を少しは作りたいということでした。この番地に載っている田畑はほとんど機能していないので、農業を続けたいというのはほんの僅かではありますが、家の周りの畑をされたいということですので、よろしくお願ひいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 和木町 》

会 長 　次に日程第 3、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 3 ページをご覧ください。場所は位置図の 4 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、会社役員の

方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●業の方です。同じく●●●●さん、●●●●の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地に居宅を建築して利用するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は原田委員で、工期は許可の日から平成31年8月末日です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 場所は位置図の4ページをご覧ください。下の方に大きな道路が走っているのが国道9号線です。右手が江津方面で、左手が都野津方面になっています。右手から9号線を走って行くと、位置図中央部に変形をした五叉路があります。ここへ来るまでにセブンイレブンやウェルネス等がありまして、この交差点に辿り着きます。この交差点を北へ進んで行きまして、一つ目の角を右折します。旧●●●●がありまして、その向かい側に斜線でありますのが申請地です。右手が空白になっていますが、現在は住宅が建っております。左手は空き地という形で当初畑だったものを、たぶん区画整理の時に一緒に埋め立てたのではないかという状況で、去年までは●●●●の●●●●として借りて利用していたようです。当該地の現状は年に何回か草刈りをしているような状況ですけれど、耕作はここ数年されている様子はありません。区画整理をした場所で、宅地として造成されている一画になりますので、周りは家がどんどん建ってきております。北側と東側も宅地になっていますし、近隣の農地に影響を及ぼすことは無いと考えますので、問題は無いと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページをご覧ください。場所は、位置図の 5 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。転用目的は駐車場です。転用理由は、申請地を譲り受けてアパートの駐車場として利用したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から平成 31 年 4 月 30 日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 5 ページをご覧ください。右上から左下へ大きな道路がありますが、これは国道 9 号線です。真ん中にある交差点は●●●●交差点です。この交差点を左上の方に行きますと、鉄道線路の下を通過して江津敬川海岸線に続いています。申請地は、●●●●交差点を左上に進んで、最初の交差点を右折して 30m くらいの所の左側に位置します。現地を見ましたが、右側には小屋のような物がありまして、その更に東側は畑となっているのですが、全然耕作されているような形跡はありません。裏も住宅が建っておりまして、西側は●●●●屋さんがいます。それに囲まれた土地で、若干すでに車も置いたのではないかという形跡も見られますが、宅地化されていたり駐車場になったりという地域でありますので、転用をされても問題は無いかと思えます。ご審議の程よろしくをお願いします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の

2については、可決されました。

非農地証明

《 渡津町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 6 ページをご覧ください。写真もありますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿が畑で現況は宅地となっています。面積は●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、昭和 14 年月日不詳より建物敷地として利用しており、現況が宅地となっているということです。申請人は佐々木尊樹さんで、担当委員は農業委員の佐々木英夫委員と、農地利用最適化推進委員の野村委員です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の 6 ページをご覧ください。非農地証明①の写真も併せて見て頂ければと思います。場所につきましては、野村推進委員の家の傍にありますので、私が説明をするより野村推進委員の方が分かり易いかと思いますので、お願いしたいと思います。先日の 16 日に 2 人で現地の確認をさせて頂きました。写真をご覧のように、この場所については母屋の空き家と倉庫がありまして、以前はお店をされていたというふうに聞いておりますが、その家の前になるかと思えます。道あるいは小川の傍です。写真をご覧のとおり、ここの場所は砂利が敷いてありまして、私達が見たときは車が駐車をして使われておりました。あとは野村推進委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

野村推進委員 先週の 16 日に佐々木会長と現地の確認をいたしました。場所の方ですが、9 号線がありまして、上が浅利方面で下が江津方面になります。9 号線バイパス東口から約 1 km の地点を左下にあります道を左折しまして、少し細い道ですが、300m くらいずっと進んで行くと右手の方に申請地がございます。その先には山がありまして、灯台がございます。現地の状況としましては、一面に雑草除けの小石が敷き詰められておりまして、一部はもう対象地の中に、写真にありますように倉庫が建っております。その横には、今は空き家とな

っておりますが、昔は●●●●というお店をされておりました、雑貨店をして
おりましたが、ご夫婦とも亡くなられて長い間空き家となっております。売り
に出されていたのだと思いますが、最近この建物を●●●●が買い取りをされ
まして、リフォームをしてまた売り出そうというような話がございませう。ずっ
と昔から登記上は畑ですが宅地として使っておりますので、現状を判断する
ところ非農地ということで適切ではないかと思っております。それから、所有者
の●●●●さんという方は●●●●さんの娘さんで、今は●●●●の方に移っ
ておられ帰ってくることは無いということです。以上でございます。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何か
ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに
決しました。

《 有福温泉町 》

会 長 　次に議案第 3 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局
の説明に続き、担当委員の大村委員と佐々木康規推進委員から調査結果の報告
をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 7 ページと 8 ページを
ご覧ください。写真もありますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、
地目は登記簿が田で現況は山林で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登
記簿は畑で現況は原野で、面積は●●㎡です。同じく●●●●、登記簿は田で
現況は原野で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿は畑で現況は原
野で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿は田で現況は山林で、
面積は●●㎡です。合計で 5 筆、●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、住
所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和 49 年月日不詳より耕
作しておらず山林及び原野となっているということです。申請人は本藤行政書
士さんで、担当委員は農業委員の大村委員と農地利用最適化推進委員の佐々木

康規委員です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 位置図の 7 ページと 8 ページをご覧ください。この地図は繋がっておりまして、最初に 8 ページから説明をさせていただきます。県道跡市波子停車場線から八幡宮の方へ入りまして、Y 字の道が 3 ヶ所ありますが、ずっと右へ進んで行きますと、●●●●と●●●●があります。写真で言いますと、お墓が写っているところと、最初に載っているところと、最初は、竹藪になっていたりスギが生えておりまして、ほとんど山林化しております。続いて、真っ直ぐ 7 ページの方へ行きます。約 500m 進みますと、●●●●と●●●●がありまして、写真を見ますと家がありますが、その前の方に位置します。ここも全部、雑草が生えておりまして、とても入れるような状況ではありません。丁度、紅葉が落ちていまして写真と見比べるのは大変でした。以上です。

会 長 それでは、佐々木康規推進委員から調査結果の報告をお願いします。

佐々木康規推進委員 調査結果をさせていただきます。位置図につきましては、大村委員から説明がありましたが、有福温泉とグリーンラインと結ぶ中間所と思って頂ければと思います。私も初めて行くような所として、地図を頼りに行った訳ですけど、昭和 49 年から耕作をしていないということで、荒れ放題になっております。家も数軒あったのでしようけれど、今はみんな空き家になっておりますし、とても耕作をするような状況ではございません。この写真のような状態でありますから、非農地の証明をよろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 2 については、証明することに決しました。

◀ 渡津町 ▶

会 長 次に議案第 3 号「非農地証明 3 及び 4 について」は、今までも証明願が出

ている採石場の場所で隣接しておりますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページをご覧ください。場所は位置図の 9 ページをご覧ください。写真もありますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿が畑で現況は山林、面積は●●㎡です。同じく●●●●、地目は登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんです。続きまして、●●●●、地目は登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の佐々木英夫委員と、農地利用最適化推進委員の野村委員です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 9 ページ、写真は非農地証明の最後のページになります。この位置図と写真は毎回同じ場所になっています。今回も毎回出てきているように、採石場の上部の位置については、島根県の指導によって国道 261 号線に落石等の危険が及ばないように、上部を安全確保のために整備するという一環で、私共が伺っている●●町については本藤行政書士さんが随時進めておられるということでございます。いかんせん不在地主がほとんどで、相続の手続きが済み次第、こちらの方に申請をして来られるような状況です。先般も事務局の方から、位置図の図面を頂いてみますと、今回出ております●●●●について筆数が 31 筆、それから前回もありましたけれど、●●●●という地番については 25 筆、全部で 76 筆あります。今回、●●●●が 3 筆出ておりますので、31 筆の内 17 筆が申請をされてきたということです。●●●●番については、25 筆の内 3 筆が非農地証明として今まで出てきております。76 筆の内 20 筆ということで、あとまだ出てくるということになるかと思いますので、長い審議になろうかと思いますが、皆さんにご協力の程、よろしく願いいたします。私の方からは以上です。続いて野村推進委員より調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員 今、佐々木会長のおっしゃった通りです。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 3 及び 4 については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農業経営基盤強化法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思ひます。1 ページをご覧下さい。地区は桜江地区の●●と●●です。5 年間は●●で、田が●●●●㎡です。10 年間は●●で、畑が●●●●㎡です。江津地区では●●と●●です。●●●●は 10 年間で、田が●●●●㎡です。●●●●は 10 年間で、田が●●●●㎡です。合計で、新規の田が●●●●㎡、畑が●●●●㎡、合計で●●●●㎡です。次の 2 ページをご覧下さい。農地の所在は桜江町●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡で新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、松江市黒田町 432 番地 1 です。期間は畑で 10 年 1 ヶ月、10a 当り賃借料が●●●●●円で賃貸借、農地中間管理事業です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で、面積が●●●●㎡で新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。期間は田で 10 年 1 ヶ月の使用貸借、農地中間管理事業です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で、面積が●●●●㎡で新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。期間は田で 10 年 1 ヶ月、

10a当り賃借料が●●●●円で賃貸借、農地中間管理事業です。次に3ページをご覧ください。農地の所在は桜江町●●●●、登記簿現況ともに田で、面積が●●●●㎡で新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。期間は田で5年の使用貸借です。続きまして、桜江町●●●●、登記簿現況ともに田で、面積が●●●●㎡で新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。期間は田で5年の使用貸借です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。よろしくをお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第8回江津市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員